

役員報酬及び費用弁償支給規程

社会福祉法人大東福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大東福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について定めるものである。

(報酬)

第2条 法人の業務執行のために必要な会議等（役員会の他、打合せ、執務、行事を含む）へ出席した役員等には、別表の報酬を支給する。ただし、役員等が職員を兼ねる場合は、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が業務執行のために出張・移動または法人が運営する会議等に出席したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(支給日)

第4条 役員等の報酬及び費用弁償は、都度現金にて支払う方法の他、役員等の同意がある場合は、毎月1日から起算し、当月末日に締め切って計算し翌月15日（支払日が休日の場合はその前日）に振込にて支払うことができる。

(準用)

第5条 役員等でない者が、理事長または理事の依頼により必要な会議等に出席した場合は、この規程を準用することができる。

(改正の手続き)

第6条 この規程を改正するときは、評議員会の承認を経て行うものとする。

附 則

(施行日)

1. この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1. この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1. この規程は、平成26年6月1日から施行する。＜別表の改定＞

附 則

(施行日)

1. この規程は、平成29年6月22日から施行する。＜別表の改定＞

別 表

区分	報酬の額（1回※1）	費用弁償の額
理事長	10,000円	旅費規程に定める額
理 事	7,000円	同 上
監 事	7,000円	同 上
評議員	7,000円	同 上
委 員	7,000円	同 上

※1 上記表において「1回」とは、業務執行に要する時間が半日以内のものをいう。業務執行が終日に亘り継続して行われる場合は、2回の業務執行があったものとみなす。